

「速やかに公表する必要がある声明」に関する策定・公表ガイドライン

平成 28 年 9 月 29 日制定

理事会運営規程第 4 条第 1 項第 2 号の「速やかに公表する必要がある声明」は、以下の手順により策定・公表するものとする。

1. 声明の提案

本会理事は、日本工学会としての声明を速やかに公表することが望ましいと判断したときは、その旨を会長に提案する。なお、日本工学会会員学協会等、本会の理事以外から同様の提案が工学会事務局に寄せられた場合、事務局長は会長及び企画担当理事にその旨連絡する。

2. 声明案文の作成

会長は、まず、提案の妥当性を判断し、速やかに公表の必要性があると判断した場合は声明文案を作成する。原則として、この声明は日本工学会会長名で公表する。(会長声明と称する)

3. 関係理事の合意要請

会長は、声明文案を副会長、企画担当理事および広報担当理事に連絡し、期限までに賛否の回答連絡を求める。この時、他の理事会メンバーに写しを送付する。

4. 公表の可否判断

期限までに副会長、企画担当理事および広報担当理事からの否定的な意見が届かなかった場合、会長は文案を速やかに公表する。1 名以上の否定的な意見があった場合は、可否判断期限を延長し、副会長、企画担当理事および広報担当理事に再度諮り、会長が可否判断する。

5. 公表

声明は、原則、本会 Web ページのトップページに速やかに掲載、公表するとともに、直近の理事会で報告する。

なお、テーマの重要性に応じて、本会 Web 以外の公表方法も可能とする。

附則

1. 本ガイドラインは、平成 28 年 9 月 29 日から施行する。

以上